

令和元年度第2回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和元年5月14日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

令和元年度第2回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室
2. 開会日時 令和元年5月14日（火） 午後1時30分
3. 閉会日時 令和元年5月14日（火） 午後4時02分

4. 出席農業委員（12名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
5番	沼尾幸一君	6番	竹内勝子君
7番	米内山寧夫君	8番	高松克彦君
10番	中野一男君	11番	甲地武彦君
14番	新山忠幸君	15番	小野寺正八君

5. 欠席農業委員（2名）

9番	沢田兼美君	12番	木村豊三郎君
13番	甲地俊隆君		

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

甲地	岡山粕男君	上野（上）	蛭名賢一君
旭	笹倉隆悦君	花向	野田亮広君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

千代畑 江刺家栄作君

8. 会議に付した案件

- 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第7号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

5番 沼尾幸一君 11番 甲地武彦君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸 事務局主事 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長 (蛭澤博幸君) 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」
着席願います。

事務局長 (蛭澤博幸君) ただいまから、5月7日に招集通知しました、第2回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員 4名の出席があります。
本日、9番 沢田兼美 委員、 12番 木村豊三郎 委員
13番 甲地俊隆 委員 番 委員
より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

事務局長 (蛭澤博幸君) それでは、会長よりご挨拶をお願いします。
(会長挨拶省略)

ありがとうございました
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

議長 (乙部 繁作君) それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

(開 議)

これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、**報告2件、議案3件**であります。
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長（乙部 繁作君） （議事録署名者の指名・書記の任命）
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。

お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議事録署名者には、**5番 沼尾 幸一 委員、11番 甲地 武彦 委員**を指名いたします。

なお、書記には、河島 副参事を任命いたします。

議長（乙部 繁作君） 会期の決定）
日程第2 会期の決定についてを、議題とします。
総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか

（異議なしのとき）

異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長（乙部 繁作君） **日程第3 報告第4号** 農地の転用事実に関する照会について、
を議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長（蛭澤博幸君） 1ページをお開きください。
報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は、5月7日、農業委員2名（蛭名 勲 委員 及

事務局長 び、笹倉 隆悦 農地利用最適化推進 委員)と事務局職員 2 名に
(蛭澤博幸 より遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認して
君) います。

2 ページをお開きください。

受付番号 7 番 1 件について説明いたします。

(事務局受付番号 7 番 1 件朗読説明省略)

以上、1 件です。

議長 (乙部 ただいま、事務局より報告第 4 号の朗読及び説明がありました。
繁作君) ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認め、報告第 4 号は原案のとおり報告済と致します

議長 (乙部 **日程第 4 報告第 5 号** 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
繁作君) 書の受理についてを、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3 ページをお開きください。
(蛭澤博幸 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理
君) について、このことについて、別紙のとおり農地法第 3 条の 3 第 1
項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

事務局長 4 ページをお願いします。
(蛭澤博幸 (事務局 6 番から 8 番、3 件朗読説明省略)
君) 以上、3 件です。

議長 (乙部 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑あ
繁作君) りませんか。

(質疑なしのとき)

議長（乙部 質疑なしと認め、報告第 5 号は、原案のとおり報告済みといたし
繁作君） ます。

議長（乙部 **日程第 5 議案第 5 号** 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業
繁作君） 委員会の許可についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 5 ページをお願いします
（蛭澤博幸
君）

議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可
について、農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、
（1）所有権移転 1 件、許可申請書の提出があったので、審議を求
めるものです。

6 ページをお願いします。
所有権移転（1 件）について説明いたします。

（事務局 受付番号 7 番、1 件を朗読説明省略）
以上、1 件であります。

議長（乙部 只今、事務局より、所有権移転、受付番号 7 番 1 件
繁作君） です。
本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおり許可することに決
定しました。

議長（乙部 **日程第 6 議案第 6 号**農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転
繁作君） 用許可に係る意見についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 7 ページをお願いします。

(蛭澤博幸 君) 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、受付番号 1 番 1 件について、現地調査が行われております。

8 ページをお願いします。
尚、申請箇所的位置等は、9 ページのとおりです。

(事務局 受付番号 1 番 1 件、朗読説明省略)

以上です。

議長 (乙部 繁作君) ただいま、事務局より、説明が終わりました。

これには、現地調査が行われていますので

蛭名 勲 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員 (蛭名 勲君) 8 ページ、1 番の申請地は、5 月 7 日に農地利用最適化推進委員 笹倉 良悦委員及び事務局と現地に行き、申請人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場本庁舎より、南へ約 5.5km の距離にあり、周辺には、10ha 以上の畑を中心とした一団の農地が存在している地域である。近隣は、集落内の住宅地で形成された地区に接近し、転用の目的は太陽光発電施設の建設のためです。

現況においては、内面積の転用ですが境界が明確であり、設置に当っては、フェンスを設けるなどの策を講じるなど周辺に被害を及ぼす影響はないものとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長 (乙部 繁作君) ご苦労さまでした。
ただいま、事務局の説明及び蛭名 勲 委員より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

委員 (高松 9 ページの図面ですが、右側の図面のどの辺にありますか。

克彦君) 案内図とありますがどこが31-1か。

事務局長 (蛭澤博幸君) 見ずらくて大変申し訳ありません。ゼンリンの地図をコピーしていますが真ん中あたりに貸借人の家があると思うんですが、その西側ということになります。

委員 (高松克彦君) 設置するに進入路はありますか。

事務局長 (蛭澤博幸君) 31-1が申請地でこれ全体が畑です、配置図で明記していますが今現在ビニールハウスが4棟ほど建っております。その脇に畑の中ですが耕作等の管理の為に道路があります。敷地内に敷地として利用しておりますが公図上等は道路はございません。畑一つです。脇に砂利を敷いてトラクター等が入るスペースを設けており、その奥が今回の申請地となります。

委員 (高松克彦君) 太陽光の、設置するのは地上高何メートル、基礎区分が地上からどのくらいか
最大どの位の高さになるか。

事務局長 (蛭澤博幸君) パネル数は220枚、短いのと長いのと併せて4つでつながったパネルを設置します。高い所で3メートル100程度です。傾斜角の低い方は、1メートル100程度で基礎区分については、1メートル600程度の基礎を打ちます。スクリー杭を打計画です。

委員 (高松克彦君) 27-1農地は、日陰部分ができるのでは。

事務局長 (蛭澤博幸君) 27-1は隣になりますけど、ここは31-1よりも1メートル位高くなっています。現況に関しては小屋も建っていますので日陰にはならないと確認してまいりました。

委員 (高松克彦君) 縮尺を入れてほしい。縮尺が図面の基本です。次回からお願いします。

事務局長 (蛭澤博幸君) 高松委員、大変申し訳ないのですが縮尺については現況でコピーしているものと、資料の大きさを収めるためにコピーで縮小をかけている部分もあるので一定の縮尺が出ず申し訳ありません。

委員（高松 克彦君 A） 例えば左下の公図に一遍でいいから 3 1 - 1 の左側の長い線に数字で 1 0 0 メートル、東西の線が 5 0 メートル、3 0 メートルとか判るように入れてもらえれば、どの程度なのか判る。数字で判断できる資料をお願いしたい。

事務局長（蛭澤博幸君） わかりました。できるだけ縮尺は入れたいと思います。

議長（乙部 繁作君） そのほか質疑は、ありませんか。
(異議なしのとき)

異議なしと認め、議案第 6 号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長（乙部 繁作君） **日程第 7 議案第 7 号** 東北町農用地利用集積計画の決定についてを 議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長（蛭澤博幸君） 10 ページをお願いします。
議案第 7 号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

11 ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

12 ページをお願いします。

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書貸借、受付番号 5 番から 6 番 2 件について説明いたします。

なを、貸借及び使用貸借は、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。

事務局 長 ます。
(蛭澤博幸 (事務局 受付番号 5 番から 6 番、2 件、朗読説明省略)
君)

13 ページをお願いします。
次に、使用貸借受付番号 11 番から 16 番 6 件について説明いたします。
す。
(事務局、受付番号 11 番から 16 番 6 件朗読説明省略)

17 ページをお願いします。
次に、所有権移転受付番号 1 番から 2 番 2 件について説明いたします。
す。
(事務局、受付番号 1 番から 2 番 2 件朗読説明省略)

議長 (乙部 ただいま、事務局より説明が終わりました。
繁作君) 本案について、ご質疑等ありませんか。

(異議なしのとき)

異議なしと認め、議案第 7 号は、原案のとおり承認することに
決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

第 2 回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 1 4 時 5 分 閉会

